

平成19年9月4日

越前市議会

議長 福田 修治 様

議会活性化検討委員会

委員長 玉川 喜一郎

議会活性化検討委員会第1次答申について

平成19年3月20日に貴職から、議会の活性化を図る中で、これからの議会のあり方について調査・検討を行うよう諮問を受けた本委員会は、平成19年9月4日まで延べ7回の会議を開き、精力的かつ慎重に検討を重ねた結果、現時点において別紙のとおり結論を得たので、ここに答申します。

議会活性化検討委員会 第1次答申

平成19年9月4日

1 議会の監視機能の充実強化について

現在の法令上の規律により、議会の監視権が十分に及んでいない賃貸借契約に対し、議会の監視機能を発揮させるため、次のとおり必要な措置をとることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令の改正を求める意見書を関係行政庁に提出する。
- (2) 一定額以上の賃貸借契約については、議会に対してその内容を報告する義務を理事者に課し、議会はその契約に関し、意見を述べるができることを定めた条例を制定する。

2 所管事務調査の充実について

本市議会では、会期が短いこと、長提出の付託案件の審査を優先して行う傾向があること、所管事務調査の重要性が認識されていないことなどから、所管事務調査が行われていない現状にある。

所管事務調査は、常任委員会に与えられた権限であり、政策立案をその本来の目的とし、さらに行政に対する批判・監視・牽制といった観点からの調査もなしうるものであり、委員会としての機能や権限を十分に発揮し、活性化させるため、積極的に行う必要がある。

また、所管事務調査の結果については、

委員会で決議する。

本会議で決議案として提出する。

意見書案として提出する。

本会議で報告する。

など、その成果を委員会の意思として確定させることも必要と考える。

3 議会報告会について

民主的なまちづくりと効率的で自立した行財政運営を進めるうえで、議会の持つ機能や政策提言能力を高め、住民に信頼される議会であることが重要である。

また、議会は、どのような考え方のもとで議決権を行使したのか、その結論に至るまでの過程を含めて市民に明らかにする責任がある。

そのためには、議会自らが地域に出向いて、議会活動の状況や市政に関する情報を市民に直接報告、説明するなど、市民との連携を密にすることが必要である。

議会が市政の諸課題に柔軟に対処できるよう、市民から直接、議会活動に対する批判や市政に対する意見、要望、提言などを受けるとともに、議員と市民お互いが自由な形で情報及び意見を交換できる場として議会報告会の開催に向けた研究を進める必要がある。

なお、議会として公正に住民の全体意思を代表するとともに、議会活動について市民に正確に説明責任を果たしていくためには、議員間の自由討議は不可欠な活動であり、これを積極的に推進することについての研究を進める必要がある。